

(別紙 1)

パブリックコメント実施結果について

- 1 案 件 名 第 3 次阿賀野市歯科保健計画 (案)
- 2 担 当 課 ・ 係 健康推進課 成人係
- 3 募 集 期 間 令和 2 年 12 月 23 日 (水) から令和 3 年 1 月 22 日 (金) まで
(郵送の場合は、当日消印有効)
- 4 募 集 方 法 市広報紙及び市ホームページに掲載
- 5 資料の入手方法
 - (1) 市ホームページからダウンロード
 - (2) 健康推進課 (水原保健センター 1 階)、各支所 (安田・京ヶ瀬・笹神) で配布
 - (3) 市立図書館 (曾郷 1 0 2 8) で配布

6 意見の提出件数

提出方法	提出人数 (人)	意見数 (件)
持参	2	7

7 意見及び市の考え方

番号	意見等の概要	市の考え方
1	第 2 章 第 2 節 P10~11 第 3 章 第 2 節 P25~27 フッ化物洗口事業の充実について 阿賀野市の 12 歳児一人平均むし歯数 (令和元年度) が、全県の市町村のうちワースト 2 (0.64、県平均 0.33 の約 2 倍) であったことは衝撃です。フッ化物洗口を就学前から実施しているにも関わらず、このような事態になっていますが、フッ化物洗口の実施率 (児童・生徒の参加率) はどの程度なのでしょう。 (歯科保健計画 (案) には未記載) 児童・生徒のフッ化物洗口に対する参加を促進するために、フッ化物洗口を行政が積極的に指導・管理する仕組み (フッ化物洗口に関する定期的な健康教育の実施、およびフッ化物洗口の実態調査など) を設定してください。	P11・経年 阿賀野市・県のむし歯治療歯の割合の表の下にフッ化物洗口の実施率の表を追記します。 12 歳児一人平均むし歯数・罹患率共に増加し、学校格差もあり、養護教諭、学校歯科医師などで話し合い、確認をしました。 フッ化物洗口の洗口率は全施設で 99.4%となっています。 園には、新発田地域振興局医薬予防課と 3 年に 1 回の割合でフッ化物洗口実施状況調査・指導に回っています。 小中学校では新潟県教育庁保健体育課学校保健係に定期的にフッ化物洗口実施状況調査・指導票を提出しています。 市では年度終了後にフッ化物洗口剤出納簿の写しを提出してもらい、回数等を確認しています。 【計画内容の変更あり】

2	第2章 第2節 P12～19 第3章 第1節 P20～21 第2節 P28～36 成人、高齢者、要介護者、および障がい者に対するむし歯予防およびフッ化物応用事業の欠如について 成人期（含む妊産婦）および高齢者における歯科保健の課題は、歯周病だけではなくありません。むし歯もまた歯周病と同様に歯を失う大きな原因の一つです。例えば、成人の歯の隣接面や高齢者の根面に発生するむし歯は、歯の喪失に重大な影響を与えます。歯の喪失は、高齢者の「生活の質」を損ないます。 『第2次健康あがの21計画』歯・口腔の健康における行動目標と設定理由には「正しい口腔ケアの習慣を身につけよう」「<u>フッ化物の利用をこころがけよう</u>」「かかりつけ歯科医をもとう」が明記されています。（20頁）。健診（検診）事業、個人の行動変容の推奨・勧奨、および意識や知識の啓発だけでは、効果的なむし歯予防はあまり期待できません。エビデンスが認められているフッ化物応用事業のように、むし歯予防に関する環境の整備が必須です。 成人、高齢者、要介護者、および障がい者に対するフッ化物応用事業を、行政施策としてどのように展開するのか「第3次阿賀野市歯科保健計画」に加えてください。	ご指摘のとおり、当市の成人、高齢者、要介護者および障がい者に対するフッ化物応用に特化した事業は実施していません。むし歯予防においては、歯周病予防と合わせて成人歯科健診、歯周病節目検診、後期高齢者歯科健診で、現在おかれている口腔の状態とどのようなケアが必要なのかを個別で指導しており、フッ素入り歯磨き剤の使用を推奨しています。また、要介護者および障がい者においては、県事業の無料歯科健診とかえつ在宅歯科医療連携室に繋がっています。 むし歯も歯周病と同様に歯を失う大きな原因の一つであり、高齢者になっても生活の質をよい状態に保つために、フッ化物の応用について、今回いただいたご意見を真摯に受け止め、北蒲原歯科医師会阿賀野班と協議しながら、検討・対策を行っていきたいと考えています。 【計画内容の変更なし】
---	---	---

3	第2章 第2節 P 7～19 第3章 第2節 P22～36 水道水フロリデーション（むし歯予防のために適正に水道水フッ化物濃度を調整する方法、WHOも推奨）導入の検討について 水道水中のフッ化物濃度を適正に調整することによって、地域における安全で効果的なむし歯予防を達成できることが知られています。 今後とも阿賀野市では小児および児童・生徒に対しては、それぞれフッ化物歯面塗布およびフッ化物洗口というフッ化物応用事業が用意されることになっています。 しかしながら、成人・高齢者・要介護者・障がい者に対しては、フッ化物応用事業が用意されていません。フッ化物歯面塗布あるいはフッ化物洗口の事業ではカバーされていない成人・高齢者・要介護者・障がい者にまで、より多くの人々に対してフッ化物応用の効果を拡げるために、水道水フロリデーション（水道水を飲用するだけで個人の年齢や生活状況に関わらないフッ化物応用）の導入を検討し、その方向性を「阿賀野市第3次歯科保健計画」に記してください。 なお、これが実現すればフッ化物洗口に替わる方法としては、就学前施設および小・中学校におけるフッ化物洗口事業の負担を減らすことにもつながります。	水道水フロリデーションの安全性及び効果について、WHOが保証しており、その普及を支持していることは認識しています。 しかしながら、日本においては、京都市山科地区、沖縄県、三重県朝日町で以前実施されていたことがありますが、現在は中止しています。水道水で濃度調整を行うことは、全市民の了承を得ることが必要であり、実現は難しいと考えます。 今後もフッ素入り歯磨き剤の使用を推奨し、フッ化物応用に特化した事業が用意されていない現状を踏まえ、今回いただいたご意見を真摯に受け止め、今後も北蒲原歯科医師会阿賀野班と協議しながら、検討・対策を行っていきたいと考えています。 【計画内容の変更なし】
---	---	---

4	第1章 第1節～第7節 P1～3 第3章 第1節 P20～21 歯科専門職の位置づけについて 歯科保健に関する様々な事業、とくに「フッ化物応用をベースにしたむし歯予防事業」を効果的に展開するには、行政における歯科専門職の充実によるところが大きいといえます。 行政における歯科専門職の職務とその資質向上、およびその確保について「阿賀野市第3次歯科保健計画」の中に明瞭に位置づけてください。	令和2年度から国の補助金「医療施設運営費等補助金」の中の都道府県等口腔保健事業において、市町村も交付対象になりました。阿賀野市では、歯科疾患予防事業について申請しており、交付の条件として、フッ化物洗口の実績を有すること。歯科専門職を配置して事業を実施する体制が整っていること等があります。歯科保健の充実と専門職の配置について、国も積極的に支援を行っています。 今後も、歯科専門職の配置を継続し、実施した事業について、達成度の評価と課題の原因分析を行い、改善・見直しを行っていきます。また、研修会等への参加や他市町村と情報交換等を行い、資質の向上を図っていきます。 【計画内容の変更なし】
5	データ、検討結果からどの部分を最も重点的に取り組むのか、焦点を鮮明化した方がよろしいかと思えます。例えば、幼児期なのか、児童（小学生低学年）なのか、乳歯から永久歯への移行期なのか。	重点的取り組みについては、各ステージにおける全ての取り組みが重要であると捉えております。 全てのライフステージを通して、歯・口腔の健康について市として推進し、市民の皆さんにより行動習慣を身に付けていただけるように支援する取り組みを北蒲原歯科医師会阿賀野班と協議しながら検討・対策を行っていきたいと考えています。 【計画内容の変更なし】

6	第3章 第1節 P21 24 ページ以降、事業実施主体ごとに求められていること。と記載されているが、21 ページは、年代毎に取り組んで欲しいこと。年代問わず取り組んで欲しいこと。混在表示でわかりづらい。 最も取り組んでもらいたいのは、「食べたら歯磨き」の習慣を身に着けよう！！ではないか？	ご指摘のとおり「食べたら歯磨き」の習慣を身につけてもらうことが最重要であると認識しており、乳幼児期から高齢期までで実施している歯科保健健康教育、及び歯科健診の中で指導しています。 「各年代における取り組みの方向性」の表については、健康あがの21計画と連動したものになっており、各年代のどの部分でどのような項目について推進して行きたいのかを表しているものです。 推進する内容については、何か1つのことをピックアップして推進するのではなく、生涯自分の歯で食べられることに必要な行動についての方向性を示しており、事業の中で推進しています。 今後は、市広報、ホームページ等で、市民の皆さんにわかりやすい普及啓発を心がけてまいります。 【計画内容の変更なし】
7	表現等は、歯科医師のアドバイスやアンケート結果に基づいて作成していると思うが、 ※歯磨きは、「力を入れずに優しく5分」 ※歯間部は、糸ようじ、歯間ブラシなどを使い、少なくとも1日1回は丁寧に磨きましょう。 ※幼児は、保護者の方の「仕上げ磨き」の励行をお願いします。など市民が理解しやすい表現を付記したらどうか？	ご指摘の内容については、歯科保健事業や啓発資材の中でお伝えしています。また、市で実施している歯科保健健康教育や歯科健診における普段の指導の中にも取り入れています。 今後もいただいたご意見のとおり、市民の皆さんにとって、わかりやすい指導を心がけてまいります。 【計画内容の変更なし】